



中小企業向けの経営セミナーで、金融機関を
納得させる経営改善計画書の作成ポイントを
説明する相川清氏。有田町の町生涯学習セン
ター

円滑化法期限切れ 来年3月に控え

金融機関納得の 経営改善計画を

有田商議所がセミナー

来年3月の中小企業金融円滑化法期限切れを前に、金融機関から引き続き支援を受けるための経営セミナーが、有田町で開かれた。経営コンサルタント会社・MFホールディングアーツ社長の相川清氏が、金融機関を納得させる経営改善計画書のポイントについて詳細に説明した。

相川氏は、金融円滑化

法終了後は、金融機関が支援する企業、しない企業の仕分けが進む

と指摘。返済猶予や条件変更に応じてもらうには「実現可能性が高い、抜本的な経営改善計画書が必要」と力説した。

効率的な計画書作成のためには①向こう3年間の正確な売上予測②経常利益段階で黒字化する収益計画③十分な経費削減計画の立案④キャッシュ

フローによる債務償還能力の重視などの要素を盛り込み、おおむね8割が達成できる事業計画で、銀行側と交渉するようアドバイスした。

セミナーは、中小企業の支援強化を図る国の「経営革新等支援機関」に認定された有田商工会議所(山口隆敏会頭)が開いた。(木原通代)